

(素案)

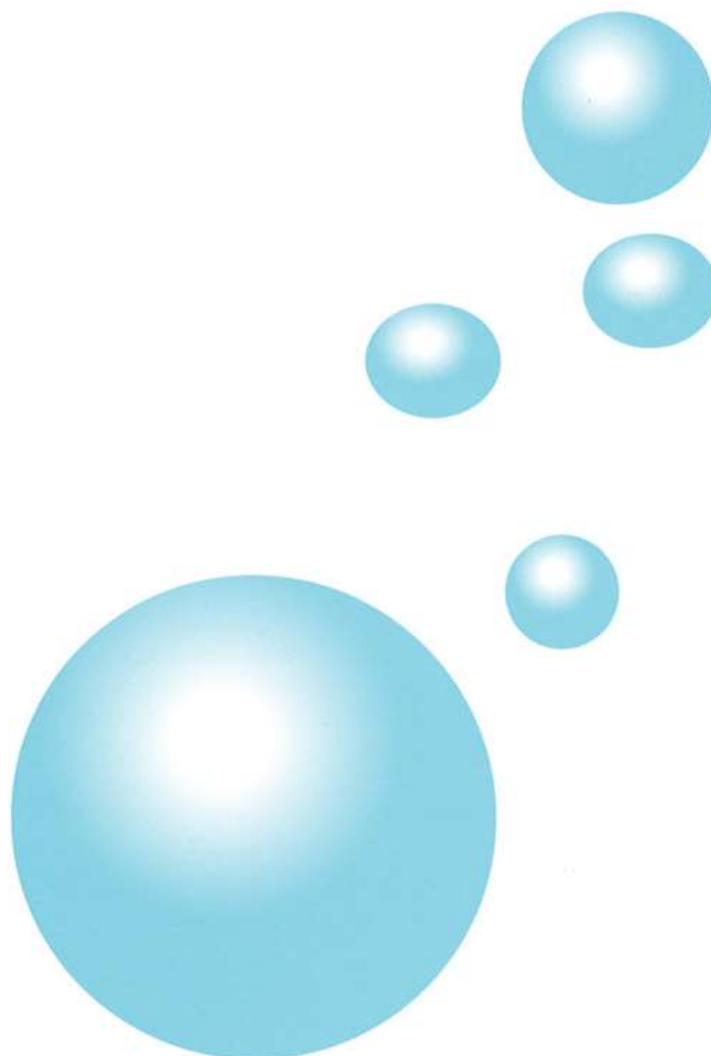
北広島市障がい支援計画

(平成30年度～平成32年度)

【障がい者福祉計画・第5期障がい福祉計画・

第1期障がい児福祉計画】

～ ともに生きよう ともに暮らしていくために ～



北広島市

計画の基本的事項

■ 計画の位置づけ

「北広島市障がい支援計画」（計画期間：平成30年度～平成32年度）は、「障がい者福祉計画」・「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

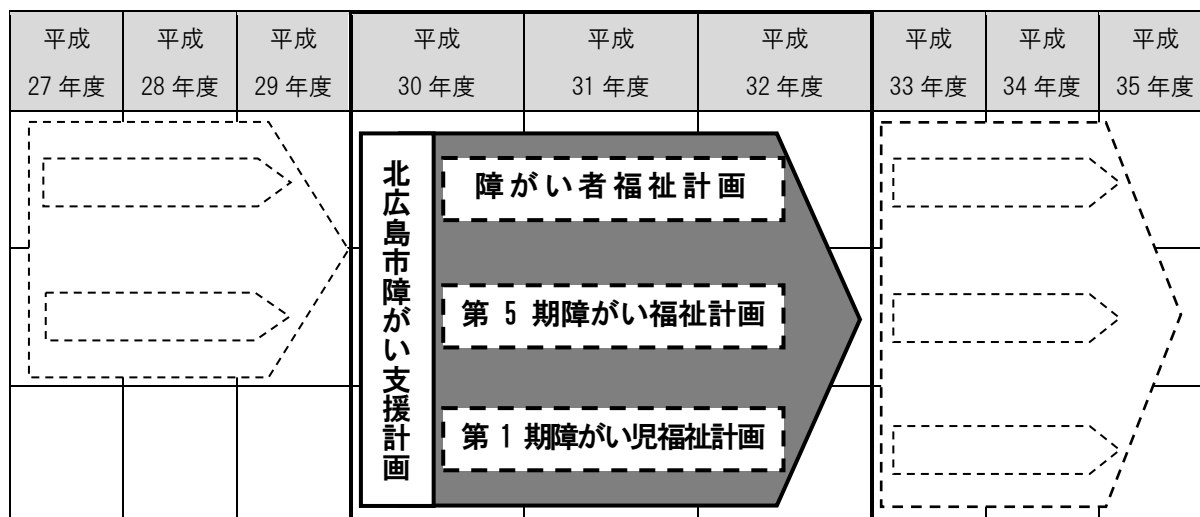
「障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づくもので、本市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がい児・者が地域で生きがいを持って生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法および児童福祉法に基づくもので、「障がい者福祉計画」の基本施策や方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の具体的な施策内容やサービスの見込量を示した計画として位置づけています。

■ 計画期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画です。

ただし、国の障がい福祉政策の見直し等が行われた場合には、必要に応じて計画期間中でも見直しを行うこととします。



障がい福祉の現状

■ 障がい者等の概況

北広島市には、障がい児・者が平成29年4月現在で4,992人います。総人口の8.5%で11.8人に1人、世帯数で5.5世帯に1人の割合となっています。平成24年には4,094人、全人口の6.8%であった障がい児・者は、この5年間で898人増加し、全人口に対する比率は1.7%上昇しています。

障がい種別では、身体障がい者（身体障害者手帳の交付者）が2,692人（全市障がい者の53.9%）、知的障がい者（療育手帳の交付者）が616人（12.3%）、精神障がい者（精神障がいによる通院および入院患者等）が1,684人（33.7%）となっています。

年齢別で見ると、70歳以上の方が1,941人おり、全体の38.9%を占めています。また、70歳以上の障がい者は、総人口での同じ年齢階層の16.3%で6.2人に1人となっています。また、10歳代では知的障がい、20～40歳代では精神障がいが多く、50歳以上では身体障がいが多くなっています。

北広島市の障がい児・者の人数（平成29年）

単位：人、%

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計	総人口	総人口割合
9歳以下	13	39	16	68	4,226	1.6%
10～19歳	32	141	65	238	5,909	4.0%
20～29歳	37	122	170	329	4,448	7.4%
30～39歳	53	107	308	468	5,867	8.0%
40～49歳	130	90	355	575	8,771	6.6%
50～59歳	225	53	265	543	7,663	7.1%
60～69歳	560	43	227	830	10,142	8.2%
70歳以上	1,642	21	278	1,941	11,938	16.3%
合計	2,692	616	1,684	4,992	58,964	8.5%
構成比	53.9%	12.3%	33.7%	100.0%		

資料：身体・知的障がいは平成29年4月1日／北広島市調べ

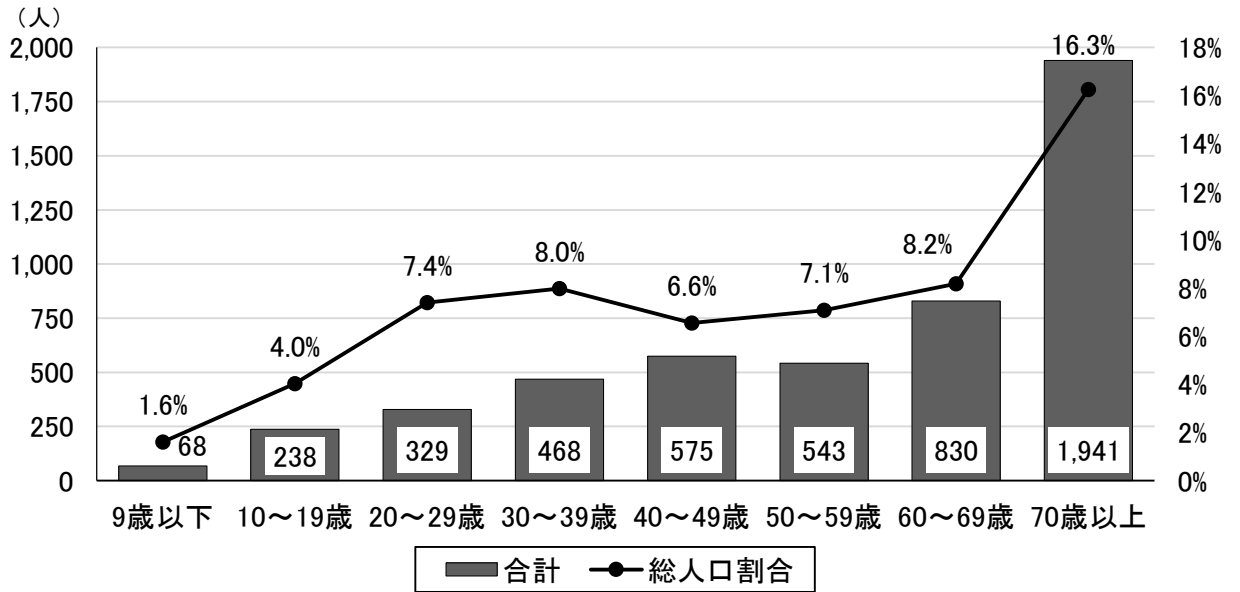
精神障がいは平成29年3月31日（5歳単位で2等分したものを採用）／北海道調べ

人口は平成29年3月末／住民基本台帳

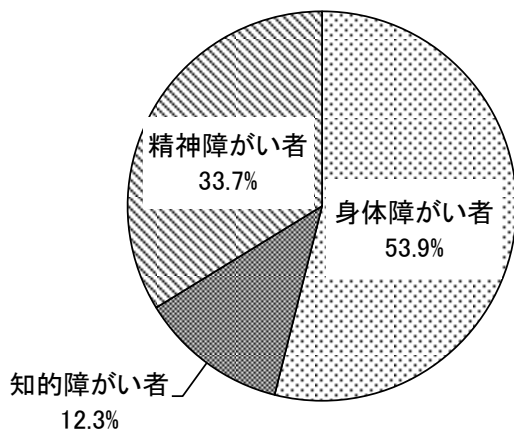
※精神障がいは按分した合計と実際の合計が一致しないため、数値を調整している。

北広島市の障がい児・者の人数（平成 29 年）

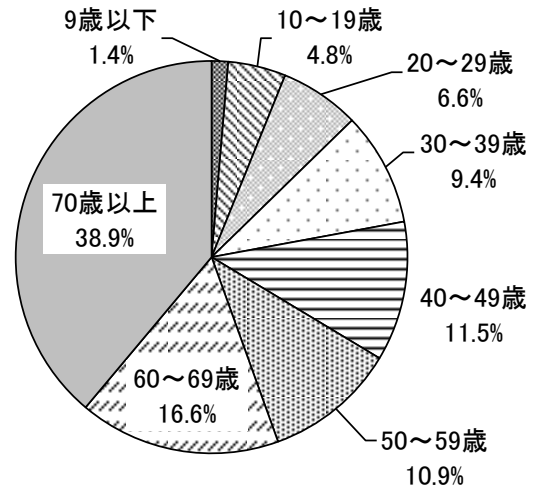
（総数 4,992 人）



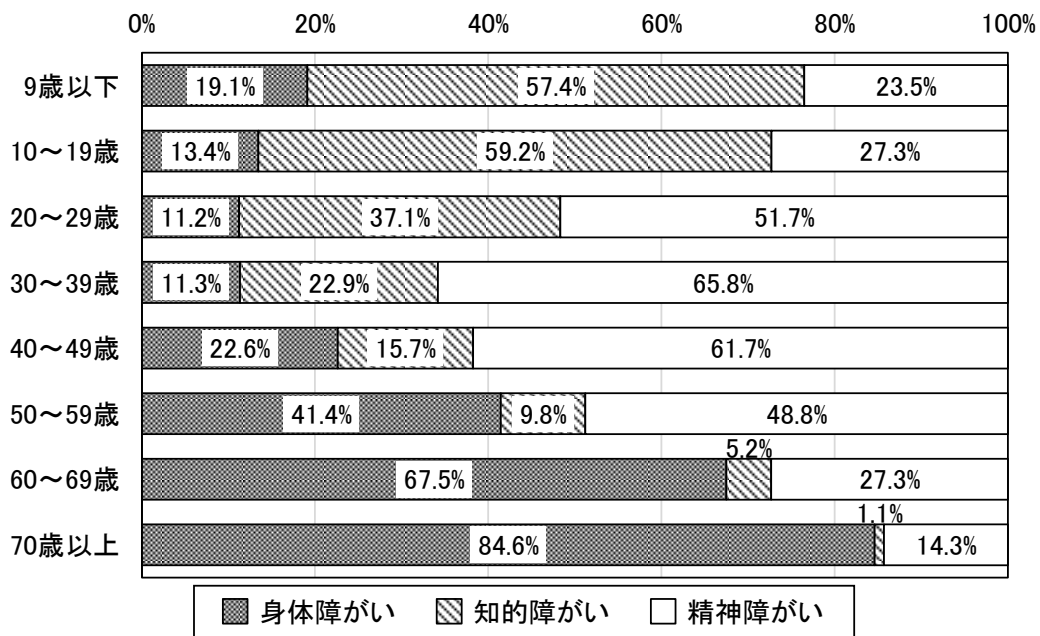
障がい者種別割合



年齢別障がい者割合



年齢・障がい種別障がい者割合



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

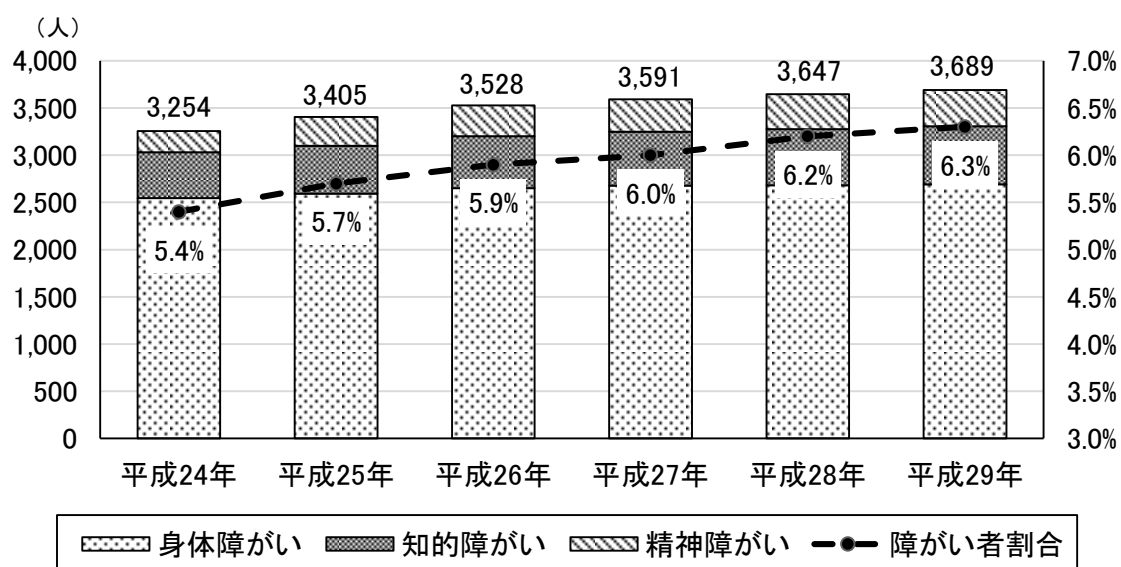
単位：人、%

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	5 年増減	平成 29 年/ 平成 24 年
総人口	60,291	60,044	59,717	59,525	59,140	58,964	-1,327	97.8%
身体 障がい者	2,547	2,594	2,652	2,677	2,682	2,692	145	105.7%
知的 障がい者	485	506	550	571	594	616	131	127.0%
精神 障がい者	222	305	326	343	371	381	159	171.6%
手帳 交付者計	3,254	3,405	3,528	3,591	3,647	3,689	398	112.1%
障がい者 割合	5.4%	5.7%	5.9%	6.0%	6.2%	6.3%		

※ 身体・知的・精神障がい者：北広島市調べ（各年 4 月 1 日）

※ 総人口・住民基本台帳（各年 3 月末日）

手帳交付者数の推移



資料：身体・知的・精神障がい者：北広島市調べ（各年 4 月 1 日）

北広島市障がい者福祉計画等の推進

■ 障がい者福祉計画

➤ 計画策定の目的および基本メッセージ

北広島市は、「すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目指し、北広島市総合計画や国および北海道の障害者基本計画等を上位計画として、障がい児・者の自立や社会参加の促進など、誰もが住みやすく、ともに支え合う地域社会づくりを目的とします。

また、これらの目的を達成するため、基本メッセージを『ともに生きよう ともに暮らしていくために』と設定します。

基本メッセージ

ともに生きよう ともに暮らしていくために

➤ 基本理念

基本メッセージを支えるものとして、以下の基本理念を定めます。

【 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援 】

共生社会を実現するため、障がい児・者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加ができる地域づくりを推進します。

【 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの推進 】

障がいの種別にかかわらず、一元的な制度のもとで充実した障がい福祉サービスのある地域づくりを推進します。

【 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進 】

障がい児・者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続に向けた支援、就労支援などに対応するサービスの提供体制を整備し、地域の社会資源を最大限活用し障がい児・者の生活を地域全体で支える地域づくりを推進します。

➤ 基本方針

基本理念を支える具体的な柱として、計画推進のための3つの基本方針を定めます。基本方針は、障がい福祉施策の理念を具体的に示す方針であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現を図ります。

【 地域生活支援体制の充実 】

障がい児・者が「地域で安心して暮らせるまち」をつくるため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の充実を目指すとともに、障がい児・者が地域で安心して暮らしていけるように様々な障壁を取り除き、地域の一員として市民の理解を深められるよう取り組みます。

さらに、子育て、教育、健康・医療、サービス事業者、雇用等の関係者からなる「北広島市障がい者自立支援協議会」を活用して、地域ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化し、地域支援体制の充実を目指します。

【 地域生活への移行促進 】

本人が「どこでどのように暮らしたいか」を尊重した、地域生活への移行を目指します。そのために居住の場であるグループホームなどの社会資源の充実を目指します。

【 就労支援の充実 】

障がい者が意欲や能力に応じて働くことができるよう、教育関係、福祉関係、労働関係などの各関係機関との連携を強化するとともに、障がい者雇用について、企業等の理解を深めながら、働きやすい職場環境づくりに向けた支援や就労支援施策を充実させ雇用促進を図ります。

➤ 基本目標及び施策体系

■ 本計画の施策体系 ■

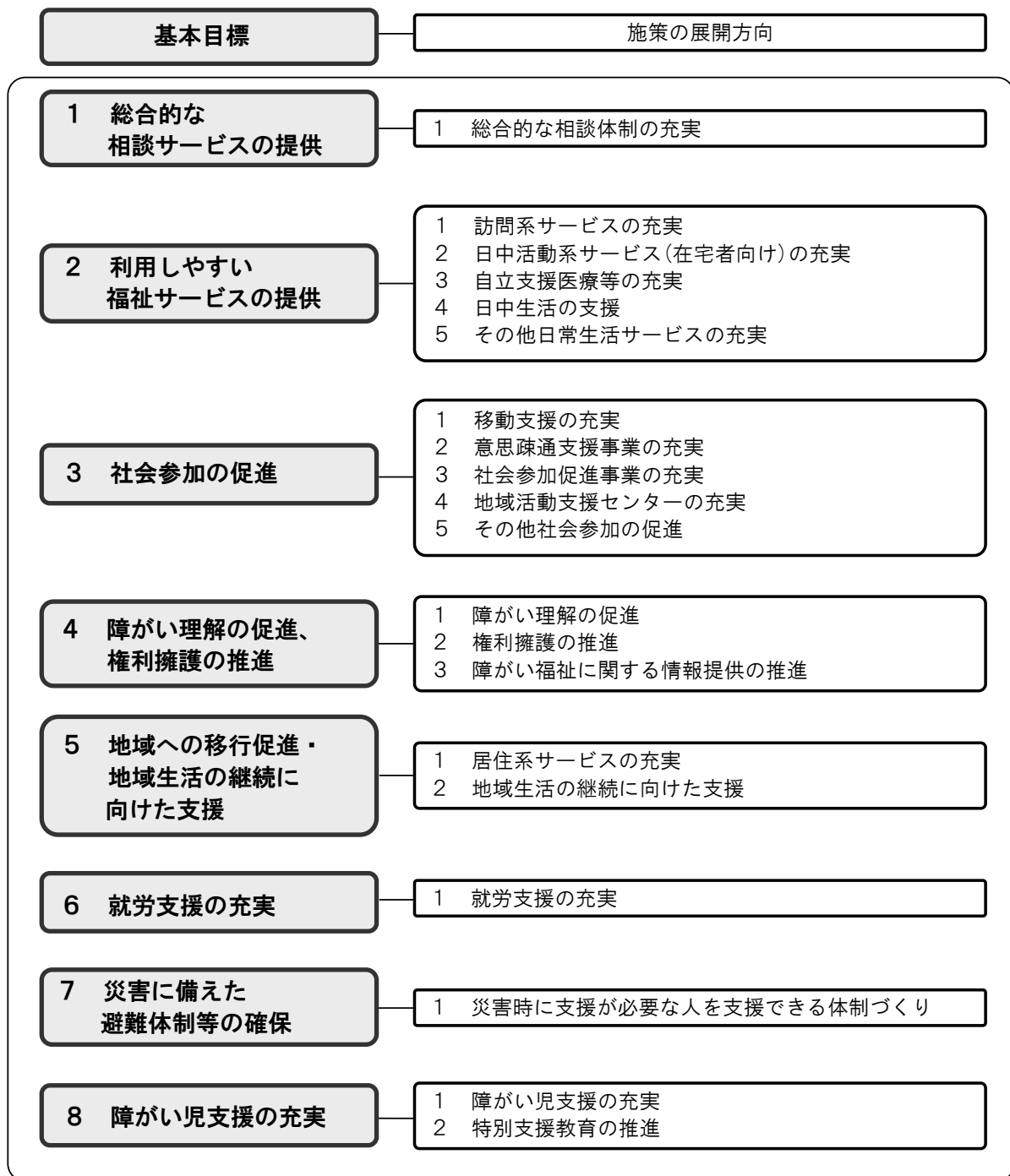
＜基本メッセージ＞ ともに生きよう ともに暮らしていくために

＜基本理念＞

- ☆ 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ☆ 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの推進
- ☆ 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進

＜計画推進の基本方針＞

- ◎ 地域生活支援体制の充実
- ◎ 地域生活への移行促進
- ◎ 就労支援の充実



■ 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

障がい者福祉計画の基本理念、基本目標の実現を目指して展開する施策は、以下のとおりです。

◇ 基本目標 1 総合的な相談サービスの提供

施策 1 - 1 総合的な相談支援体制の充実	
障がい児・者が、障がいのない人と同じように地域で生活し活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none">● 相談支援事業● 計画相談支援● 障がい児相談支援● 地域移行支援● 地域定着支援● 北広島市障がい者自立支援協議会● 相談員制度● こども発達支援センターでの療育相談

◇ 基本目標 2 利用しやすい福祉サービスの提供

施策 2 - 1 訪問系サービスの充実	
障がい児・者の地域や在宅での自立生活を支援するため、ヘルパー等が自宅等へ訪問してサービスを提供する訪問系サービスの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">● 居宅介護（ホームヘルプ）● 重度訪問介護● 同行援護● 行動援護● 重度障害者等包括支援● 訪問理容サービス● 配食サービス

施策２－２ 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実	
<p>地域や在宅における障がい児・者の自立生活を支援するため、日常生活や訓練活動を支援する日中活動系サービス（在宅者向け）の充実を図ります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 療養介護 ● 生活介護 ● 短期入所（ショートステイ） ● 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ● 就労移行支援 ● 就労継続支援（A型・B型） ● 就労定着支援 ● 児童発達支援 ● 医療型児童発達支援 ● 放課後等デイサービス ● 保育所等訪問支援 ● 居宅訪問型児童発達支援 ● 日中一時支援事業 ● 地域活動支援センター事業 ● 訪問入浴サービス ● 放課後児童対策（学童クラブ） ● 特別支援児童保育 ● 障がい者医療的ケア支援事業
施策２－３ 自立支援医療等の充実	
<p>障がい児・者がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療の費用負担の軽減を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援医療（更生医療） ● 自立支援医療（育成医療） ● 自立支援医療（精神通院医療） ● 重度心身障がい者医療費助成 ● 重度心身障がい者等通院交通費助成 ● ひとり親家庭等医療費助成
施策２－４ 日中生活の支援	
<p>障がい児・者の地域や在宅での自立生活を充実させるため、補装具の給付、日常生活用具の給付、活動の場の提供など日中生活の支援を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 補装具の給付 ● 日常生活用具の給付 ● 自助具の給付 ● 紙おむつの給付 ● ごみ袋の助成
施策２－５ その他日常生活サービスの充実	
<p>障がい児・者の地域や在宅での自立した日常生活を地域で見守り、声かけや相談を受けるよう、地域活動と連携した地域づくりを図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通報システム事業 ● 除雪サービス ● 自立援助住宅改修助成 ● 救急情報キットエルフィンボタン ● 認知症高齢者等SOSネットワーク事業

◇ 基本目標 3 社会参加の促進

施策 3-1 移動支援の充実	
障がい児・者が地域で安全に外出できるよう、各種サービスなどを受けられるよう、移動手段の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動支援事業 ● 障がい者自動車運転免許取得費助成 ● 障がい者自動車改造費助成 ● 精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成 ● 福祉バスの運行 ● 移送サービス ● 福祉タクシー・福祉自動車燃料チケットの交付 ● 福祉有償運送
施策 3-2 意思疎通支援事業の充実	
障がい児・者の地域でのコミュニケーションを円滑に行えるよう、障がいの特性に応じた手段による意思疎通支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 専任手話通訳者の配置と派遣 ● 手話講習会の開催 ● 要約筆記奉仕員の養成と派遣 ● 朗読、点訳ボランティアの養成 ● 点字、声の広報の発行
施策 3-3 社会参加促進事業の充実	
障がい児・者が地域での社会活動に参加できるよう、様々な交流と体験機会の提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● フレンドリーセンター事業 ● 療育キャンプ ● 総合体育館等の使用料金減免
施策 3-4 地域活動支援センターの充実	
障がい者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動支援センター事業
施策 3-5 その他社会参加の促進	
障がい児・者が在宅や地域で社会活動への参加機会の確保ができるよう、様々な福祉情報の提供と公共空間や住宅のバリアフリー化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児・者に配慮した公共施設の整備とバリアフリー化 ● 市営住宅のバリアフリー整備 ● 住宅改造のための相談・支援 ● 福祉情報ガイドブックの発行

◇ 基本目標 4 障がい理解の促進、権利擁護の推進

施策 4-1 障がい理解の促進	
障がいの有無にかかわらずすべての市民が、相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業 ● 自発的活動支援 ● 障がいを理由とする差別解消の取組 ● 北広島福祉ショップ ● ヘルプマーク・ヘルプカードの配付
4-2 権利擁護の推進	
<p>地域で障がい児・者がその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい児・者の権利擁護を図ります。</p> <p>また、平成 28 年度に開設した成年後見センターで、成年後見制度に関する相談支援や市民後見人の育成を図っていくとともに、関係機関と連携して総合的な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用促進 ● 成年後見センターの運営 ● 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） ● 障がい者虐待防止事業
施策 4-3 障がい福祉に関する情報提供の推進	
障がい理解や障がい児・者の権利擁護を促進させるため、障がい福祉に関する情報を障がいの有無にかかわらず入手できるように、わかりやすい情報提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業 ● 福祉情報ガイドブックの発行 ● 障がい福祉事業所ガイドブックの発行 ● 市ホームページの作成

◇ 基本目標 5 地域生活への移行促進、地域生活の継続に向けた支援

施策 5-1 居住系サービスの充実	
障がい者の地域での自立生活を支援するため、居住系施設の確保と、そこでの居住系サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立生活援助 ● 共同生活援助（グループホーム） ● 施設入所支援 ● 宿泊型自立訓練 ● 福祉ホーム
施策 5-2 地域生活の継続に向けた支援	
在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族がいなくなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業

◇ 基本目標 6 就労支援の充実

施策 6-1 就労支援の充実	
<p>障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するため、就労のための必要な訓練や、活動の場を提供するなど、障がい者の就労を支援する取組を促進します。また、障がい者が働きやすい環境となるよう、企業等における障がい者の職場定着を支援する取組を進めます。</p> <p>また、本市においては、障がい者授産製品の販売促進のため、北広島福祉ショップ等への支援を継続して行うとともに、「北広島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、福祉的就労を行っている事業所等への発注をさらに促進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労移行支援 ● 就労継続支援（A型・B型） ● 就労定着支援 ● 相談支援事業 ● 北広島市障がい者自立支援協議会 ● 北広島福祉ショップ

◇ 基本目標 7 災害に備えた避難体制等の確保

施策 7-1 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり	
<p>障がい児・者が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時における支援体制づくりを促進します。また、障がいの特性に配慮した避難スペース（福祉避難所）の整備を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者避難支援プラン ● 福祉避難所の設置

◇ 基本目標 8 障がい児支援の充実

施策 8-1 障がい児支援の充実	
<p>障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加のため、早期発見・早期療育を一層進めるとともに、関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を地域で提供する体制づくりを進めます。</p> <p>また、障がい児の通所利用を促進し、早期療育につなげるため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の利用者負担の無料化を継続して実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業 ● 障害児相談支援 ● 児童発達支援 ● 医療型児童発達支援 ● 放課後等デイサービス ● 保育所等訪問支援 ● 居宅訪問型児童発達支援 ● 日中一時支援事業 ● 北広島市障がい者自立支援協議会 ● 赤ちゃん訪問 ● 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査 ● こども発達支援センターでの療育相談 ● 放課後児童対策（学童クラブ） ● 特別支援児童保育
施策 8-2 特別支援教育の推進	
<p>障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育を受けられるよう、障がい児の教育の充実や支援を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育支援委員会の設置 ● 特別支援学級の開設 ● 通級指導教室の開設 ● 特別支援教育就学奨励費の支給 ● 私立幼稚園振興補助の支給 ● 特別支援教育の充実

■ 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における数値目標

➤ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
施設入所者数 (平成29年3月31日現在)	91人	第5期障がい福祉計画策定時点の施設入所者数
[目標値] 地域生活移行者数 (平成32年度末)	16人	平成28年度末の施設入所者数のうち17%の人がグループホーム等の地域生活へ移行することを目標とする。
[目標値] 施設入所者減少者数 (平成32年度末)	4人	平成28年度末の施設入所者数から4%減少することを目標とする。

➤ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、様々な関係機関の連携による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をすすめるため、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置します。

➤ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、地域生活支援拠点等が担う機能について検討を行い、整備を目指します。

➤ 福祉施設から一般就労への移行

一般就労移行者数

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数	9人	平成28年度において福祉施設(福祉的就労事業所)を退所し、一般就労した人の数
[目標値] 平成32年度年間一般就労移行者数	19人	平成32年度において福祉施設(福祉的就労事業所)を退所し、一般就労する人の数

就労移行支援事業所利用者数

項目	数値	備考
平成28年度就労移行支援事業利用者数	20人	平成29年3月の就労移行支援事業所利用者数
[目標値] 平成32年度就労移行支援事業利用者数	31人	平成32年3月の就労移行支援事業所利用者数

➤ 障がい児支援の提供体制の整備等

医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援が受けられ、地域で安心した生活ができるよう、平成32年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

保育所等訪問支援を利用できる体制や主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所について、引き続きサービス提供体制の充実を図ります。

児童発達支援センターの設置については、北海道での議論を注視し、必要に応じ検討することとします。

➤ 障がい福祉サービスの充実と提供体制の確保

訪問系サービス

単位～利用者数：人、利用量：人日/月

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	利用者数	87	89	91
	利用時間	1,801	1,843	1,884
重度訪問介護	利用者数	1	2	2
	利用時間	180	359	359
同行援護	利用者数	9	10	11
	利用時間	134	149	164
行動援護	利用者数	14	15	16
	利用時間	267	286	305
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0
	利用時間	0	0	0

日中活動系サービス

単位～利用者数：人、利用量：人日/月

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	利用量	7	7	7
生活介護	利用者数	179	181	183
	利用量	3,389	3,427	3,464
自立訓練（機能訓練）	利用者数	5	6	6
	利用量	36	43	43
自立訓練（生活訓練）	利用者数	1	2	2
	利用量	23	46	46
自立訓練（宿泊型）	利用者数	2	2	2
	利用量	58	58	58
就労移行支援	利用者数	22	27	31
	利用量	387	475	545

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	利用者数	56	62	68
	利用量	1,110	1,229	1,348
就労継続支援（B型）	利用者数	220	224	228
	利用量	3,770	3,838	3,907
就労定着支援	利用者数	2	2	2
短期入所（福祉型）	利用者数	34	35	37
	利用量	192	197	209
短期入所（医療型）	利用者数	6	7	8
	利用量	29	34	38

居住系サービス

単位～利用者数：人

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用者数	1	1	1
共同生活援助	利用者数	94	100	106
施設入所支援	利用者数	89	88	86

相談支援

単位～利用者数：人

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数	574	599	625
地域移行支援	利用者数	2	2	2
地域定着支援	利用者数	2	2	2
障害児相談支援	利用者数	193	202	211

障がい児通所支援

単位～利用者数：人、利用量：人日/月

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者数	90	95	100
	利用量	414	437	460
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用量	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	105	110	116
	利用量	1,214	1,272	1,341
保育所等訪問支援	利用者数	6	7	8
	利用量	10	11	13
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	1
	利用量	0	0	5

➤ 地域生活支援事業の充実と提供体制の確保

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業（実施の有無）	実施	実施	実施
自発的活動支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
相談支援事業（箇所数・実施の有無）			
相談支援事業			
障がい者相談支援事業（箇所数）	2	2	2
基幹相談支援センター	未実施(※)	未実施(※)	未実施(※)
市町村相談支援事業機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業（人）	2	2	3
成年後見制度法人後見支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（人）	27	28	29
手話通訳者設置事業（実施の有無）	実施	実施	実施
日常生活用具給付事業（件／年）			
介護訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	16	16	16
在宅療養等支援用具	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	7	7	7
排せつ管理支援用具	1,563	1,563	1,563
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業（派遣可能者数）	12	13	13
移動支援事業			
実利用者数（人／年）	117	118	119
延べ利用時間数（時間／年）	7,160	7,221	7,283
地域活動支援センター			
実施箇所数（箇所数）	3	3	3
実利用者数（人／年）	40	40	40
平均利用者数（人／日）	18	18	18

※基幹相談支援センターの機能として求められる総合的な相談機能については、市が相談支援事業所（生活支援・就労支援）との連携を図り、その機能を担っていきます。